

あなたはどのタイプ？

個人の手市民税・県民税

ページ番号 1003611

忘れずに納めましょう

市民税・県民税について、どのくらいご存じですか。
 平成30年度の個人市民税・県民税の納税・税額決定通知書と課税明細書を発送します。
 内容をご確認いただくとともに、意外と知らない市民税・県民税に関する知識を深めてみませんか。

普通徴収 (納付書または口座振替)

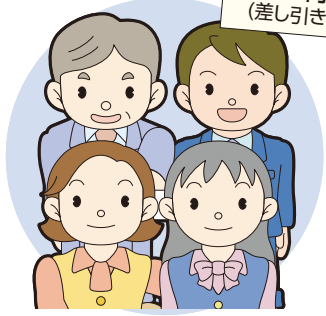


1 事業所得、不動産所得などの所得がある人

納付書や口座振替で納めてください

詳しくは
タイプAへ

特別徴収 (差し引きまたは引き落とし)

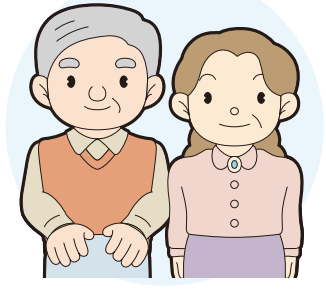


2 会社などで給与所得がある人

原則、給与から差し引かれます

詳しくは
タイプBへ

3 年金所得がある人



原則、年金から引き落とされます

詳しくは
タイプCへ

※所得内容や年齢などにより、2つ以上のタイプで納付となる場合があります。

タイプA

普通徴収

事業所得、不動産所得などの所得がある人は、市から送付する納付書または口座振替などで納めてください。

課税明細書はいつ届くの？

答 65歳未満の人(※1)は6月1日、65歳以上の人(※1)は6月12日に発送予定です。

間いつ納めればいいのか？

答 6・8・10月、翌年1月の年4回払い、または6月中に全額を納める一括払いです。

間どうやって納めればいいのか？

答 市内に本・支店のある金融機関で納付してください。

給与所得に関わる特別徴収

給与支払者（会社など）が、税額を6月・翌年5月の年12回に分けて、毎月給与支払いの際に納税者の給与から差し引き、納税者に代わって納めます。

間退職などで、給与の支払いを受けなくなった場合は

ペイジー納付とは

パソコンや携帯電話からのインターネットバンキングや銀行ATMを利用し、金融機関の営業時間外でも納付できます。ペイジーの使い方など、詳しくは、次の各④をご覧ください。
 ▼ ペイジーの使い方
<http://www.pay-easy.jp/index.html>
 ▼ 対応金融機関など 市HP。

融機関、各④・⑤の他、納期内はペイジー納付ができます（右の記事参照）。また、納期内は、コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行、郵便局でも納付できます。

ただし、納付額が30万円を超えるものなどバーコードが印字されていない納付書は、コンビニエンスストアでは納付できません。便利で安心な口座振替もぜひご利用ください。

間どうやって納めればいいのか？

答 給与から差し引きできなかった残りの税額は、納税者が納付書または口座振替などで納めてください。ただし、次の場合を除きます。①退職の際に、給与などから残りの税額を一括して差し引かれる②会社などに再就職し、そこで引き続き差し引かれる。

タイプB

給与支払者（会社など）が、税額を6月・翌年5月の年12回に分けて、毎月給与支払いの際に納税者の給与から差し引き、納税者に代わって納めます。

退職などで、給与の支払いを受けなくなった場合は

※1 平成30年4月1日現在。 ※2 合計所得金額 純損失、雑損失などの繰越控除前の総所得金額など(※3)の金額。 ※3 総所得金額等 総所得金額(※4)、上場株式などに関する配当所得の金額(分離課税)、土地などに関する譲渡所得などの金額、株式などに関する譲渡所得などの金額、先物取引に関する雑所得などの金額、山林所得金額および退職所得金額の合計額(純損失、雑損失などの繰越控除後の金額)。

年金所得に関わる特別徴収

65歳以上(※1)の人の年金所得に関わる市民税・

県民税は、年金支給時に年金の支払者が、税額を年金から引き落とし、納税者に代わって納めます。納付の方法は、下の表をご覧ください。

問 年金からの引き落としの対象になるのはどんな人?
答 次の全てに該当する人です。①65歳以上(※1)②平成29年中に支払われた公的年金などの所得に関わる市民税・県民税が課税になる③介護保険料の特別徴収の対象。

それ以外の人の年金所得に関わる市民税・県民税は、納付書または口座振替などで納めてください。

問 対象になる年金は?

答 老齢基礎年金・老齢年金・退職年金などです。障害年金や遺族年金など、非課税の年金は対象外です。

問 税額はいくらなの?
答 納税・税額決定通知書をご確認ください。

問 年金以外に所得がある場合も引き落とされるの?
答 いいえ。給与所得や事業所得などに関わる税額は、給与からの差し引きや、納付書または口座振替などで納めてください(8ページ)のタイプA・タイプBをご

確認ください。

問 年金所得に関わる特別徴収が中止になる場合はどんな時?

答 次のいずれかに該当する人です。①公的年金から所得税、介護保険料などを差し引いた残りの額が、年金所得に関わる市民税・県民税の税額より少ない②市民税・県民税の税額変更により、引き落としできない額になった③死亡した。

65歳未満(※1)の年金受給者のみなさんへ

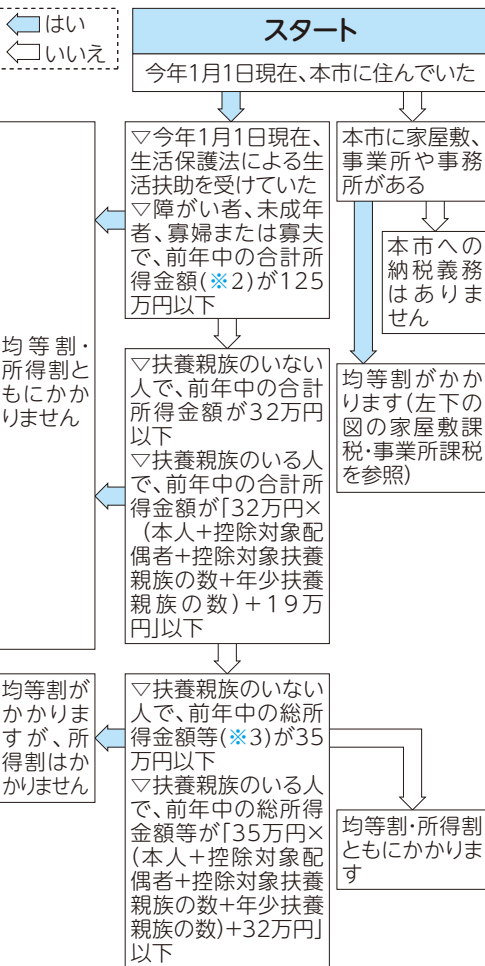
問 65歳未満(※1)の年金所得に関わる市民税・県民税はどうなるの?
答 会社などに勤務する人は

原則、給与から差し引かれます。それ以外の人は、納付書または口座振替などで納付してください。なお、確定申告書や市民

税・県民税申告書で、給与以外の所得に関わる税額について、「自分で納付」を選択した人は、年金所得に関わる市民税・県民税は普通徴収となります。

ご確認ください

個人市民税・県民税は、前年1年間の所得に対して、今年1月1日に住所のある市町村で課税になります。均等な税額である「均等割」と個人の所得に応じて課税になる「所得割」があります。均等割・所得割が課税になるかは、下の表で確認してください。



特集 ④

こちらにも注目

住民税の家屋敷課税・事業所課税をご存じですか

本市以外の市区町村で住民税が課税されている人で、次のいずれかに該当する人は、道路の管理・ごみ収集・小中学校の運営・消防や救急などの行政サービスを受けているため、課税の対象となります。

- 家屋敷課税** 市内に住宅がある市外への単身赴任者など。
- 事業所課税** 市内に事務所や事業所がある市外居住の事業主など。
- 該当する場合は、市民税課(市役所2階)で申告をしてください。
- 年税額** 住民税の均等割。5,700円(市民税3,500円+県民税2,200円)。

ページ番号を市HPのトップページに入力してください。関連ページが見られます。

平成30年度の65歳以上の人の公的年金に関わる市民税・県民税の納付方法

■平成29年度から引き続き、年金から引き落としになる人(継続)

納付方法	年金からの特別徴収(引き落とし)全6回					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	平成31年2月
税額	平成29年度の年税額の半分の額を、3回に分けて4・6・8月に引き落とし			年税額から仮徴収税額を差し引いた残りの額を、3回に分けて10・12月、平成31年2月に引き落とし		

■平成30年度から新たに(改めて)、年金から引き落としになる人(10月開始)

納付方法	年金からの特別徴収(引き落とし)全3回						
	普通徴収(納付書または口座振替など)		年金からの特別徴収(引き落とし)全3回				
納付・徴収月	6月(1期)		8月(2期)		10月	12月	平成31年2月
税額	年税額の半分の額を、2回に分けて6・8月に、納付書または口座振替などで納付		年税額の残り半分の額を、3回に分けて10・12月、平成31年2月に引き落とし				

※4 総所得金額 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合課税の譲渡所得、雑所得、一時所得の金額の合計額。